

令和6年度 第4回徳島地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時等

日時 令和6年8月21日（水）午後4時45分～午後5時05分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

2 出席者

（公益委員）稲倉委員 段野委員 端村委員 米澤委員

（労側委員）賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員）藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

3 議題

（1）徳島県最低賃金額改正の審議について

（2）特定最低賃金改正の必要性に係る各専門部会報告、答申及び金額諮問について

4 議事

段野会長

委員の皆様、お待たせいたしました。

それでは、本年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。

本日は14名の委員が出席しており、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本審議会は公開しており5名の方が傍聴しております。傍聴人のほかに、報道関係者の方も来ております。傍聴の方は、お配りしている注意事項を守っていただくようお願いします。

なお、第3回本審において労側委員から、県からの具体的な支援策についてのご質問があり県に問合せしましたところ、県から回答がありましたのでその内容について読み上げます。

「目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、大きな影響を受けることとなる中小企業・小規模事業者が積極的な賃上げを実現するための支援や持続可能な経営を実現するための生産性向上に向けた支援などを次の県議会9月定例会においてお示ししたいと考えております。」以上です。

段野会長

議題1、徳島県最低賃金改正審議についてですが、先ほどまで専門部会において金額審議を行ってまいりました。労使のご意見にかなり隔たりがありますので、先の専門部会におきまして引き続き金額審議を継続することが決まりました。8月29日午後1時半から専門部会を開催することとなりました。このため、本日予定しておりました専門部会報告及びこの方針での答申はございません。

先ほど申し上げましたとおり、8月29日午後1時半から専門部会を開催いたしますが、この専

門部会の終了後、午後3時からをめぐり本審を開催したいと思いますが、皆様のご意見はいかがでしょうか。

(異議なし)

段野会長

ありがとうございます。

それでは、第5回専門部会におきまして結審が行われた場合は、その後、午後3時から予定されている第5回本審において徳島県最低賃金の審議及び答申を行うことといたします。

次の議題2について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(室長)

特定最低賃金の改正の必要性に係る各専門部会報告、答申及び金額改正諮問について説明します。

徳島では、「造作材」、「一般機械」及び「電気機械」、この3つの特定最低賃金が設定されています。「造作材」については、改正の申出がありませんでした。先ほど開催しました特定最低賃金の合同専門部会において、「一般機械」と「電気機械」の特定最低賃金の改正について、全会一致により必要性ありと結論に達しました。従いまして、第1回本審において決議された申合せ事項に基づく最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となります。よって、各部会において報告を作成し、答申文まで確認いたしました。

配付資料として、部会報告と答申文の写しをお配りしております。また、資料1として特定最低賃金専門部会の委員名簿、それから資料2に令和6年度の最低賃金の審議日程、それから資料2-2に答申の要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表、これを添付しております。

以上になります。

段野会長

それでは、徳島労働局長に答申文をお渡ししたいと思います。

(会長が答申文を局長に手渡す)

段野会長

事務局は答申後の手続について説明をお願いいたします。

事務局(室長)

ただいま会長から一般機械と電気機械の特定最低賃金につきまして、最低賃金の改正の必要性があるとの答申をいただきました。このため、この2つの特定最低賃金の改正についての審議を行うよう徳島労働局長から諮問を行います。

(局長が諮問文を会長に手渡す)

段野会長

事務局は一般機械の諮問文について代読をお願いします。

事務局（補佐）

諮問文を代読します。お手元の資料に諮問文をお配りしております。ご確認ください。

徳労発基 0821 第 1 号。令和 6 年 8 月 21 日

徳島地方最低賃金審議会会長段野聡子殿 徳島労働局長竹中郁子

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記 徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成 20 年徳島労働局最低賃金公示第 2 号）

以上となります。

段野会長

事務局は金額の改正審議についての手続、日程についての説明をお願いいたします。

事務局（室長）

金額改正の諮問を行いましたので徳島県最低賃金と同様、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、本日付で関係労使からの意見聴取をするための公示を行います。金額改正の審議は各特定最低賃金専門部会ごとに行います。先に開催されました合同専門部会で日程調整をしておりますのでご報告いたします。

一般機械について、本日行いました合同専門部会を第 1 回としますので第 2 回からということになります。第 2 回を 9 月 27 日午後 1 時半から、第 3 回を 10 月 9 日午後 1 時半から、第 4 回を 10 月 16 日午前 10 時から、それぞれ開催することとなっております。

電気機械は、同じく本日の合同専門部会を第 1 回として、第 2 回を 10 月 4 日午後 1 時半から、第 3 回を 10 月 17 日午後 3 時から、第 4 回を 10 月 21 日午後 1 時半から開催することとなっております。

なお、それぞれ 4 回まで専門部会を予定しておりますが、第 4 回までに改正金額が決まれば、以後の部会は開かれません。各専門部会の会場は後ほど事務局よりメールにてお送りします開催案内の通知においてお知らせしますのでご確認ください。

なお、特定最低賃金の発効日を例年どおりの 12 月 21 日としますと、答申は 10 月 23 日までになされる必要があります。特定最低賃金の審議につきましては全会一致が基本ですので、労使双方のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

なお、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項に基づきまして、専門部会で全会一致の決議が行われた場合には、その決議をもって審議会の議決とし、本審を開催することなく専門部会において答申を行うことが第 1 回本審において決議されております。このため、全会一致で改正金額が決定しますと、本審を開催することなく答申が行われることとなります。全会一致とならずに採決によって専門部会報告を取りまとめた場合には、本審での審議が必要となります。12 月 21 日に発効させるためには 10 月 23 日までに結審することが必要となってきますので、本審の開催が必要になった場合は改めて各委員のご予定をいただいた上で本審を開催する日をご案内させていただきます。

たいと考えています。

特定最低賃金の金額改正の説明については以上となります。

段野会長

それでは、議題3、その他に移りたいと思います。

事務局から何かありますでしょうか。

事務局（室長）

2点ほど連絡事項があります。1点目は、次回の審議日程の確認になります。

次回の徳島県最低賃金専門部会は8月29日木曜日午後1時半から開催され、また本審については専門部会終了後の午後3時からをめぐりに開催されます。会場について、後日メールにて連絡させていただきます。

2点目、業務改善助成金についてですが、資料3-1にありますように8月6日に新聞広告にて広報しております。また、資料3-2、リーフレットのとおり、業務改善助成金、キャリアアップ助成金など、賃金引上げに係る様々な助成金を用意しており、労働局では広報、周知に努めております。

以上となります。

段野会長

それでは、委員の皆様方から何かございましたらご発言のほうをよろしく願いいたします。

はい、辰巳委員、よろしく願いします。

辰巳委員

前回の本審に私が質問、意見させてもらったことに対して県からの大幅なところ、やはり議会があるために大幅な金額、具体的な支援策については、出なかったということでしょうか。

事務局（部長）

先ほどご説明したとおり、それ以上は言えないということでした。

辰巳委員

もしも、大幅な引上げにならなかつたら、支援はしないということですか。あるいは、そこまでは言われてないでしょうか。

事務局（部長）

先ほどご紹介したコメント以上のことはございません。

辰巳委員

そうですね。分かりました。

段野会長

ほかによろしいでしょうか。

(意見なし)

段野会長

それでは、ここで竹中局長様よりご挨拶をお願いいたします。

事務局（局長）

本日は大変お暑い中、また本当に長時間にわたってご審議いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

徳島県最低賃金につきましては、専門部会及び本審において審議継続していただくということになりました。引き続き、改正される最低賃金が徳島県にふさわしいものになるよう、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。また、特定最低賃金につきましては一般機械、電気機械、いずれも必要性ありという答申をいただきました。答申を受けまして金額改正の諮問を行わせていただきました。これから始まります特定最低賃金の改正審議につきましても、関係労使いずれもが納得できる結論となるようご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

徳島労働局では、引き続き事務局として円滑な審議会運営に努めてまいりますとともに、最低賃金の引上げによって大きな影響を受ける中小企業事業主への支援についてもしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。今後とも労働行政に対する特段のご協力をお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

段野会長

ありがとうございました。では、以上をもちまして本日の審議会は閉会といたします。

皆様、長時間ありがとうございました。

(閉会)